

著作権のルールとマナーを考える

～総合的な学習の時間「取手市の未来を考える」における情報収集や発信を通して～

取手市立藤代南中学校

教諭 坂本 白百合

1. 実践の背景

取手市は画家や彫刻家が多く、毎年「取手作家展」を開催するなど、芸術文化についての活動が盛んな地域である。また東京芸術大学があり、多くの大学生達が地域の小中学校との文化交流を行っている。そのため市役所を始め駅や公園・図書館など街の至る所に、彫刻や絵画作品などが展示されている。市をアートのあるまちとして創造していくことを目的とした「アートプロジェクト」は、大学・市民・郷土作家及び行政が一体となって実行委員会を組織し運営されており、アートに関するイベントも定期的に開催されている。

こうした地域の特徴を踏まえ、本校では中学1年生の総合的な学習の時間に「取手の未来を考える」をテーマに、取手の魅力について調べ、そのよさを発信する活動を行いたいと考えた。市の職員からアートプロジェクトについて話を聞いたり、作家から作品について説明を聞く機会を設けることで、作者の作品への思いを感じ取り、著作物に対する理解を深めることができるものと考えた。学習の際には、調べたことを画像データとして残したり、グループウェアにまとめたりする活動を通して、著作物を資料として活用する際の許諾や、引用の明記について理解することで、正しい判断ができるようにしたい。

さらに、生徒が自分たちの提案について考えをまとめ情報発信を行うことで、二次的著作物を著す際のルールやマナーについても理解できるようにしたい。それにより、著作権の意義や役割についてより深く実感できるものと考える。

2. ねらい

著作物に込められた制作者の思いや願いを知り、自他のそれらを大切にしようとする心情を育むとともに、正しく判断し行動することができるようとする。

3. ねらいに迫るために

- (1) 市の職員や作家の方々から直接話を聞く体験を通して、作品に込められた思いや願いを知るとともに、それを鑑賞したり資料として活用したりする際のルールやマナーについて考えることができるようとする。
- (2) 情報収集の際に、デジタルカメラで撮影してよいものや、配慮が必要なものについて理解することで、許諾を得ることの大切さについて理解できるようとする。
- (3) グループウェアに調査内容をまとめる活動を通して、引用などを明記することの必要性を理解することができるようとする。
- (4) 自身が制作者となり、取手のよさを発信する活動を通して、著作物に込める願いや思いを実感するとともに、二次的著作物を制作する際の注意点を理解できるようとする。
- (5) 生活の中にある様々な著作物について理解し、場面に応じて正しい判断ができるようとする。

4. 活動の計画

第1学年 総合的な学習の時間 年間指導計画 「取手の未来を考える」

月	学習段階	小 テ 一 マ	主 な 学 習 活 動	身に付けさせたい力
4	オリエンテーション	・取手市によさについて話し合おう	・取手市によさや魅力について話し合い、これから学習したいことについて考えよう。 ・ポートフォリオの活用のしかたについて知る ・これから学習したいことについて話し合う。	話をよく聞き理解する力 (コ) 意思を伝える力 (コ)
5	課題設定	・課題を立てよう	・課題を設定する	課題を主体的に立てる力 (課)
	計画立案	・学習の計画を立てよう	・学習全体を見通した計画づくりをする ・グループを作り、課題追求の方法について話し合い学習計画を立てる。	計画を立てる力 (課) 意思を伝える力 (コ)
	課題設定	・課題を追求しよう	・情報収集して、課題を追求しよう 「住みよいまちづくり」としての取手市について考える。	計画を立てたり、課題解決にむけて主体的に調べたりする力 (課)
6	課題追求	・調査活動の計画を立てよう	・体験学習のグループを作る ・事前調査を行い、活動計画を立てる ○書籍・新聞・パンフレット ○インターネット ○電子メール ○電話・FAX・手紙 ○アンケート調査 ○実験・観察 ◎情報収集と著作権についての学習	情報収集能力 (書籍、新聞、インターネット等)、アンケートの活用能力 (情)
		・調査活動を行う	・グループごとに調査活動を行う 例) ○文化芸術→アートギャラリー・文化芸術課 ※ デジタルカメラ・ビデオ・メモを効果的に活用し、活動内容を記録する。	他者とのコミュニケーション能力 (話し方・聞き方、礼状の書き方等) (コ)
9	課題追求	・体験したことまとめよう	・調べたことをまとめる ○スタディノート ○新聞 ○パネル など	課題解決に向けて、主体的に調べたり、まとめたりする力 (課)
10	中間発表をしよう	・発表のために必要なスキルを学ぼう ・中間発表の準備をしよう	・まとめや発表をする上で必要となる スキルを習得する ・プレゼンテーションの方法を工夫する	相手に内容を的確に伝える力、話を聞き取り理解する力 (コ)
		・中間発表会を開こう	・ポスターセッションによる、中間発表を行う。 ※ 他のグループの発表を聞き、自分たちとの共通点や相違点を見出す。	収集した情報を整理し、まとめの力 (情)
		・中間発表を振り返り学習を見直そう	・課題の見直しや、調べたことの補足点などについて考え、今後の学習の見通しをもつ	計画を見直し、改善していく力 (課)
11	計画修正	・これから取手市について考えよう	・取手市の現状と問題点を明らかにし、自分たちにできることを話し合う。	計画を見直し、改善していく力 (課)
12	表現・まとめ	・学習をまとめよう	・テーマに沿った創作活動を行う。 ○ポスター制作 ○PRパンフレットの作成 ○マスコット作り ○紙芝居・カルタつくり ○ホームページの作成 ※ 制作の際には、掲示や配布場所について検討する。 例) 保育所・小学校・図書館 市役所・駅・スーパーなど ◎情報発信と著作権についての学習	他者とのコミュニケーション能力 (話し方・聞き方,) (コ) 収集した情報を整理し、まとめの力 (情)
1		※		
2	発 表	・報告会をしよう	・制作の意図や活用について伝え合う。 ※ 制作目的 表現の工夫点 掲示場所や配布場所 効果について 感想・課題	相手に内容を的確に伝える力、話を聞き取り理解する力 (コ)
3	学習のまとめ	・1年間の学習のまとめをしよう	・ポートフォリオの整理をする ・1年間の学習の反省と評価をする	資料を整理する力 (情) 課題追究した内容について評価する力 (課)

5. 実践

(1) 情報収集と著作権

①著作権の意義と役割について

体験活動の事前指導として、デジタルカメラの使い方を中心とした著作権の指導を行った。それによりデジタルカメラで撮影してよいものや、撮影の際に配慮が必要なものがあることを理解できるようにした。

許諾が必要な場面をシミュレーションして、実際にどのように許可を得るかについて話し合った。撮影の使用目的や活用方法についてあらかじめ話し合い、どのグループも十分に理解した上で、許諾を得ることができるようにした。

② 著作者から許諾を得ること

芸術のまちとしての市の取り組みや、作品に込めた作者の思いや願いを聞く活動を通して、著作物には、それぞれ制作者の考えがあることに気付くことができた。

デジタルカメラで撮影したり聞いたことをメモしたりする際に、自分たちの学習の目的や今後の活動を正しく伝えられるようにしたことで、相手意識をもち、許諾を得ることができた。

アートギャラリーに展示されている作品は、市役所や駅の構内などにある作品と同様、デジタルカメラの撮影が可能であり、間近で鑑賞できたものであった。そこで、地域の作品を紹介するアートギャラリーと、国宝などを扱った美術館の作品の相違点について考えることで、後者の作品は撮影許可が得られないことについても確認することができた。

③著作者の明記について

グループウェアに作品を資料として添付する際には、制作者名を必ず明記することと、作品の色や形などに手を加えたりすることがないよう配慮した。

作品そのものを味わい制作者の表現に寄り添った感想などを入れることで、著作物を尊重し、制作者の意図を理解することができるようにした。



市の取り組みや作家の話から知る著作権の理解

(3) 文化芸術課の課長さんの話

私はアーティストが描きやすい環境をつくろうとしています。市民にきがるに提供できるように頑張っています。平成4年に取手市、おもんまにせんたん芸術専門家ができました。もっと多くの人に作品を見てもらえるよう頑張ります。

作: 島田 さぶろう

金色の部分が折り紙で、できていた。色々かしがまれていた。

取手美術作家展

・期間 6月4日～6月15日まで

・場所 取手アートギャラリーキラリ

・内容...芸術文化作品の発表及び鑑賞の場を市民に提供しているギャラリーです。

- ・洋画・書・彫刻・ガラス工芸・革工芸・日本画工芸・写真等が飾ってある。
- ・このような会が平成4年にでき、市内の小中学生対象に毎年行っているそうです。

プレゼンテーション資料の記事も、事前に許可を得てから

(2) 情報発信と著作権

①様々な場面での著作物の活用について

ポスターやパンフレットの制作・あるいはホームページによる情報発信など、生徒たちが考えた情報発信の方法は多岐に渡っていた。

そこで、それぞれの場合の制作上の注意点について話し合い、どの活動もマナーを守って取り組むことができるようとした。

その際、著作権についての質問を中心としたワークシートを用意し、様々な場面について考えることで、意識の向上を図るとともに、理解を深めることができるようにした。学習の中では、正誤の数に拘るのではなく、なぜそのようにするのかについて話し合い、正しい在り方について記述することで、理解を深めることができるようになった。

様々な状況について考えを及ぼすことで、著作権の意図を理解し、場面に応じて正し判断を考えることができるようになった。

②二次的著作物について

取手市の産業について調べたことをもとに、絵本にまとめる生徒たち。市の観光課で作成しているパンフレットや埋蔵文化センターでの話をもとに、市によさについてカルタを表した生徒たち。

生徒たちが考えた情報発信の方法は多様で、活用した資料も多岐にわたっている。

生徒たちは、自分たちが制作者側になったことで、著作権を身近なものとしてとらえ、その意義や役割について考えることができた。

完成した作品を送る際に添えた手紙には、「大事にして欲しい。」「たくさん的人に親しんほしい。」という言葉がかかっていた。また手紙には、調べる際に誰からどのような話を聞くことができたのかを記述し、資料として活用したパンフレットや作品などについて明記することができた。こうした記述により、自分たちの作品が二次的著作物であるという自覚をもつことができたと言える。

このように生徒達が自ら著作物を著したことによって、作品に込める制作者の思いや願いを実感し、その意義や役割に気付くことができた。

取手のよさを表したカルタ作り

取手市のために自分たちにできることを考えよう ~情報発信の方法について~

《情報発信の方法》

	ホームページの作成	ポスター制作	PRパンフレット作成
《目的》	・様々な人々に取手市のよさを知つてもらう。	・伝達内容を明確にする。	・市の産業や文化のよさを分かりやすく伝えられるものにする。
《制作上の注意点》	・不特定多数の人々が閲覧 ・情報は回収できない。 <u>著作権を守りづらい</u>	・伝達内容を整理する 期日(期間) 場所 内容	・記載する内容を整理 ・引用に気をつけよう
《配布や掲示方法》	学校のHP	駅、スーパー、他の学校(小中高)	他の学校(小中高)

情報発信の際の著作権について考える

情報発信 Q&A

- Q ① 第1問 新聞で扱んだ事件の発生時間や場所を自分のWebページに載せてよい。
A ① 第2問 著作物は、永遠に保護される
- Q ② 第3問 漢字中に書いた自分の作文にも著作権がある
- Q ③ 第4問 他人のレポートも内容を変えなければ自由にコピーして使ってよい。
- Q ④ 第5問 借りてきたCDをMDに録音して友人に使ってよい。
- Q ⑤ 第6問 他人の譲った写真を自分で画像処理して気に入った物ができた。元の写真がわからないほどになったので、自分のWebページに載せてよい。
- Q ⑥ 第7問 自分のWebページのBGMとして、自分で買ったCDの音楽を使してもよい。
A ⑥ 第8問 自分のWebページに、他人のホームページへのリンクを無断で張ってよい。
A ⑦ 第9問 ホームページを作る場合、だれが作ったかよくわかるように、名前や写真などを入れたほうがよい。
- Q ⑧ 第10問 自分の趣味のためにWebページを作るのに、他人のサイトにある画像を使ってもかまわない。

著作権が守らざる者は特許法の法律で保護されるので、著作権が守られるべきではないものが新規性が有り難いと見なされた。
新規性のあるものは、新しいものと看做され、有り難いと、これが何を含むかはいかないといふ事です。

著作権について様々な場面で考える



6. 成果

- (1) 総合的な学習の時間の導入時に、デジタルカメラの使用に当たっての留意事項とともに著作権について学習したことで、許諾を得ることの大切さを理解することができた。市内に展示されている多くの美術作品やアートギャラリー内に展示されている作品・また美術館などにある作品についても、著作物にはそれぞれ配慮が必要であることを理解することができた。
- (2) 市の職員や作家から話を聞く体験を通して、作品に込められた思いや願いを知り、それらを鑑賞したり資料などとして活用する際のルールやマナーについて考えることができた。
- (3) グループウェアに調査内容をまとめた活動では、引用する際の制作者名の明記や、作品に手を加えることなく作者の意図をそのまま表すことの大切さに気付くことができた。
- (4) 自身が制作者となることで、作品に込める願いや思いを実感するとともに、二次的著作物を著す際の注意点についても理解することができた。
- (5) ワークシートを活用して話し合う活動を通して、生活の中にある様々な著作権について理解し、状況に応じて正しく判断することができた。

7. 今後の課題

- (1) 横断的学习について

2学年の職場体験や3学年の古都の文化に親しむ活動など、系統性を踏まえた上で著作権についての指導を行うことで、実践力に繋がるものと考える。また著作権は、国語科や美術科などの教科の中でも取り上げられることから、総合的な学習の時間のみではなく、各教科や特別活動との関連を図り、横断的な指導を行うことが必要であると考える。

また学校生活全体で著作権について指導するに当たり、校内研修などの実施により、職員の著作権についての理解を深めることも重要であると考える。
- (2) 「手引き」の活用

総合的な学習の時間では、情報収集の際にも情報発信の際にも、時として生徒が著作権について、判断に迷う場面が見られた。体験活動など生徒たちが校外で学習する場面でも正しい判断ができるようになるためには、「手引き」などを作成し、疑問や不明瞭な部分を解消することが大切である。

以上を今後の課題として、更に継続して著作権についての指導に取り組んでいきたいと考える。